

平成 25 年 9 月 7 日

おはようございます。連絡係の稲垣です。

もう9月も前半第一週を過ぎていくんですね。

何もかもがあっという間です。

さて、市内のケアマネさんからのご指摘を頂きました。

ありがとうございました。

私も最小規模ながら居宅支援事業所を運営している

立場で、「期限」という奴と戦っています。ご報告です。

1 集中減算の提出期限 9/15

2 5月の集団指導時にあった、「苦情処理に関する...」

運営規定の届出変更義務期限 9/30

全事業所対象なので、併設事業所も要チェックです。

(別添資料の5枚目、8枚目あたりを見てください)

優秀な事業所さんは、そんなのとっくに...ということだと思います。

あんまり気にしないでください。